

5月 ヘルメット 命のお守り 忘れずに

「令和8年交通事故防止実践スローガン」

5月は自転車月間です！



令和8年4月1日から 自転車の
交通反則通告制度開始！



16歳以上の人を対象！

免許証を持っていなくても

青切符が適用されます！

基本的には指導警告

ただし、悪質・危険な違反は検挙対象

違反はなんと100種類以上！
自転車の基本的な交通ルールや、
指導・取締りの詳細が記載された
「自転車ルールブック」
は右の→QRコードでチェック！！



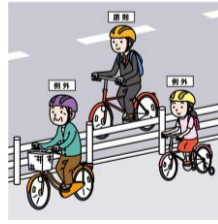
Check!



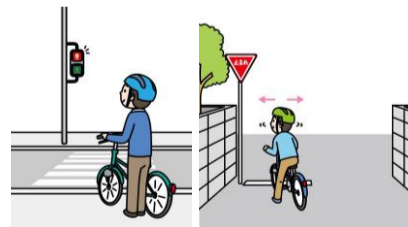
自転車安全利用五則



1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用

